

部長会議付議事案書（報告）

(令和6年11月5日)

提案課名 産業振興課

報告者名 岡崎 豊

事案名	秦野市電子地域通貨の行政分野に係る活用指針及び電子地域通貨OMOTANコイン事業の推進に関する連携協定の締結について	有 資料 無
提案趣旨	秦野市電子地域通貨は、商品やサービスの購入に使える通貨機能に加え、行政情報のプッシュ型配信やポイント付与など、行政分野で活用できる様々な機能を備えています。これを、広く行政目的の達成につながる手段として活用するとともに、全庁的に統一した運用を図るため、指針として基本的な事項を定めましたので報告するものです。 また、本事業を円滑かつ効果的に実施することを目的に、秦野商工会議所、(株)横浜銀行、(株)フィノバレー及び市による「電子地域通貨OMOTANコイン事業の推進に関する連携協定」（以下、連携協定という。）を締結するものです。	
概要	1 秦野市電子地域通貨の行政分野における活用指針【詳細は、資料1のとおり】 (1) 趣旨 (2) 定義 (3) 活用事業の要件等 (4) 予算措置 2 電子地域通貨OMOTANコイン事業の推進に関する連携協定【詳細は、資料2のとおり】 (1) 協定締結日 令和6年11月25日（月） (2) 協定相手方 ア 秦野商工会議所 会頭 石井 時明 イ 株式会社 横浜銀行 代表取締役頭取 片岡 達也 ウ 株式会社 フィノバレー 代表取締役社長 川田 修平 (3) 内容 ア OMOTAN コインの仕組みの構築、システム整備及び運用に関すること。 イ OMOTAN コインの周知、加入及び利用促進に関すること。 ウ OMOTAN コインを活用した地域経済及び地域コミュニティの活性化に関すること。 エ OMOTAN コインの魅力等の情報発信に関すること。	

概要	オ 前各号に定めるもののほか、市民サービスの向上及び地域のにぎわい創造に関すること。	
経過	【活用指針】 令和6年5月 全庁説明会（3回に分けて全課対象に実施） 〃 7月～ 関係各課との個別調整・打合せ（21回） 〃 8月16日 庁内説明会【窓口支払い、補助金及び給付金】 〃 8月21日 公民館長会議【施設使用料、各種証明の支払い等】 〃 8月26日 指定管理者会議【施設使用料の支払い】 10月 9日 政策会議【活用指針、実施する3事業】 【連携協定】 令和6年3月 秦野市電子地域通貨事業基本計画策定 〃 6月 3日 横浜銀行・フィノバレー共同企業体と秦野市電子地域通貨システム構築及び運営業務委託事業に関する基本協定の締結 【懇話会】 令和4年5月から 令和6年7月 秦野市電子地域通貨事業推進懇話会（6回）	
今後の進め方	令和6年11月15日 議員連絡会へ報告 〃 11月25日 連携協定締結式 〃 12月 1日 OMOTANコイン運用開始 地域貢献事業開始【資料3】 健康ウォーキング事業開始【資料4】 令和7年 5月 1日 新規口座振替促進キャンペーン事業開始【資料5】	

秦野市電子地域通貨の行政分野における活用指針

令和 6 年 1 0 月 9 日 産業振興課作成

1 趣旨

この指針は、電子地域通貨を地域経済の好循環をはじめ、健康寿命の延伸や子育て支援、地域コミュニティの活性化、郷土愛の醸成、自助・共助の促進など、広く行政目的の達成につながる手段として活用するため、活用事業の要件等、基本的な事項を定める。

2 定義

(1) OMOTAN コイン

現金を市内限定で利用できる電子通貨に変換したものであり、現金と同様に、商品やサービスの購入に利用することができるほか、利用者間相互の送金及び公金等の支払に利用することができる。

(2) OMOTAN ポイント

事業の実施主体がその原資を負担し、加盟店店舗での支払いや行政の対象事業への参加等によって付与するものであり、商品やサービスの購入に利用することができる。ただし、利用者間相互の送金及び公金等の支払には利用できない。

ア 個店ポイント

個店のみで利用することができる OMOTAN ポイントをいう。

イ 共通ポイント

全ての加盟店店舗で使える OMOTAN ポイントをいう。

3 活用事業の要件等

(1) OMOTAN コイン

市の事業で、交付している補助金等の一部又は全部を地域内消費喚起のため、現金に代えて交付することができる。

活用事業は次のとおりとする。

ア 補助金

秦野市補助金交付規則及び同規則第19条に基づく各補助金交付要綱により交付する金銭的給付

交付の方法は、現金又はOMOTANコインのいずれかを、補助対象者が選択できるものとする。

イ 副賞等

職員提案の報奨、本市の地域資源のPRを目途に実施する投稿型のフォトコンテストなど、市が主催する事業で優秀と認められた者に対する褒賞。原則として、各課の既存事業を対象とする。

副賞等の対象が金銭等となっている場合については、原則、OMOTANコインにより交付することとする。

(2) OMOTANポイント

ア 要件

行政目的の達成に寄与するものとして、統一した運用を図るため、次に掲げる要件を全て満たすものを対象とする。

- (ア) 地域経済の活性化に寄与する事業のほか、健康寿命の延伸や子育て支援、地域コミュニティの活性化、郷土愛の醸成など広く行政目的の達成につながるが見込めること。
- (イ) 経費の節減、職員の負担軽減又は歳入の増加につながるが見込めること。
- (ウ) 市が主催又は共催する事業で、事業の参加者等、対象者本人に付与することを職員が確認できること。
- (エ) 事業の参加者に補助金その他金銭の支払いがないこと。

イ 活用事業

(ア) 地域貢献事業

秦野市地域貢献券の交付等に関する規則に基づき実施している地域貢献券事業を移行するもの。

本市が実施する事業にボランティアとして協力した個人に対し、OMOTANポイントを交付することにより、謝意を表するとともに、ボランティア活動の一層の活発化を図る。

(イ) 行政施策貢献事業

施策の基礎資料となるアンケート調査協力、各種行政計画の策定会議への参加など、施策の企画立案や円滑な施策運営に対する相当の貢献があるもの。

(ウ) 参加促進事業

市民の積極的な参加を促すことにより、市が主催する事業の充実を図る効果があるもの。

(エ) その他市長が認める事業

消費喚起のキャンペーンなど、臨時的に実施するもの。

ウ 付与ポイントの目安

付与ポイントは、次の表を目安とする。なお、付与するポイントの種類は、個店ポイントとする。

事業	内容	ポイント目安
地域貢献事業	半日程度（1～4 時間）	100 ポイント
	1 日程度（5 時間以上）	200 ポイント
行政施策貢献事業	アンケート	10 ポイント
	ワークショップ等への参加	100 ポイント
参加促進事業	事業（講座等）への参加	10 ポイント

エ ポイント付与の対象者

OMOTANコインアプリの登録者で、イに該当する事業に参加した者、ただし、地域貢献事業については、未就学児、小・中学校の児童・生徒を対象者から除く。

4 予算措置

原則として、各課の既存事業の予算を振り替えて実施する。

電子地域通貨OMOTANコイン事業の推進に関する連携協定書

秦野市（以下「甲」という。）、秦野商工会議所（以下「乙」という。）、株式会社横浜銀行（以下「丙」という。）及び株式会社フィノバレー（以下「丁」という。）は、「電子地域通貨OMOTANコイン事業」（以下「本事業」という。）を連携・協力して推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が本事業において相互に連携及び協力することで、地域通貨を通じた地域経済循環の促進、地域コミュニティの活性化など、地域の持続的発展に資する事業を円滑かつ効果的に実施することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を実現するため、次の事項について、連携及び協力し、一体となって本事業の推進を図るものとする。

- (1) OMOTANコインの仕組みの構築、システム整備及び運用に関すること。
- (2) OMOTANコインの周知、加入及び利用促進に関すること。
- (3) OMOTANコインを活用した地域経済及び地域コミュニティ活性化に関すること。
- (4) OMOTANコインの魅力等の情報発信に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市民サービスの向上及び地域のにぎわい創造に関すること。

（協議）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、前条に定める連携・協力事項の詳細については、定期的に協議する。

（守秘義務）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本協定により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に本協定上の他の全ての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の変更）

第5条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

(有効期間及び更新)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲、乙、丙及び丁から他の全ての当事者に対し、特段の意思表示がないときは、本協定は、1年間更新されるものとみなし、その後も、また、同様とする。

(疑義の解決)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定について疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が誠意をもって協議し、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年11月25日

甲 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市長 高 橋 昌 和

乙 神奈川県秦野市平沢2550番地の1
秦野商工会議所
会頭 石 井 時 明

丙 神奈川県横浜市西区みなとみらい
三丁目1番1号
株式会社横浜銀行
代表取締役頭取 片 岡 達 也

丁 東京都港区麻生台一丁目11番9号
BPRプレイス神谷町10F
株式会社フィノバレー
代表取締役社長 川 田 修 平

秦野市電子地域通貨を活用した地域貢献事業について

令和 6 年 1 1 月 産業振興課
市民活動支援課

1 目的

現行の秦野市地域貢献券に代わるものとして、秦野市電子地域通貨事業の O M O T A N ポイント（以下「ポイント」という。）を活用して、ボランティアを行った個人にポイントを付与することにより、その協力に謝意を表すとともに、本市におけるボランティア活動の一層の活発化を図ることを目的とする。

2 事業の概要

本事業は、本年 1 2 月に導入する秦野市の電子地域通貨事業の実施に合わせ、次のとおり実施する。

(1) 対象者及び付与するポイント等

「秦野市電子地域通貨の行政分野における活用指針」で定める。

(2) 対象事業

令和 6 年度については、市民活動支援課に地域貢献券の申請を行っている事業のみ対象とする。

令和 7 年度以降については、引き続き、市民活動支援課が取りまとめを行う。

(3) 地域貢献券の取り扱い

ア 秦野市電子地域通貨事業の運用開始に伴い、「秦野市地域貢献券の交付等に関する規則」による地域貢献券の配布を終了し、代わるものとして、「秦野市電子地域通貨の行政分野における活用指針」内、地域貢献事業として取扱う。

同規則については、使用できる期間が終了した後に廃止する。

イ 配布終了時期 令和 7 年 3 月 3 1 日

ウ 最大有効期限 令和 1 0 年 3 月 3 1 日

3 予算

令和 6 年度については、O M O T A N アプリ新規登録、利用促進事業として産業振興課の電子地域通貨事業費予算により執行する。

令和 7 年度以降については、市民活動支援課が取りまとめのうえ、事業を実施する担当課で新規に予算計上を行う。

4 期待する効果

現行の地域貢献券事業においては、施設利用料の減免により対応していたため、その分の歳入増加を見込むことができる。また、ポイ

ントを付与するに当たり、支出増は伴うものの、付与したポイントは、地域の店舗で利用されるため、地域経済の活性化に寄与することとなる。

※ 令和6年度申請事業による減収額試算 34万2千円
指針に基づきポイントを付与した場合の支出額 15万円

秦野市電子地域通貨を活用した健康ウォーキング事業について

令和 6 年 1 1 月 産業振興課
健康づくり課

1 目的

日常生活において、健康の維持・増進のために必要な「歩く」「運動する」といった身体活動を推進するため、OMOTANポイント（以下「ポイント」という。）を活用して、一定の歩数を達成すると、市内商店等で使えるポイントが付与されることで、気軽に楽しみながら運動習慣を身につける。

2 事業の概要

本事業は、本年 1 2 月に導入する秦野市電子地域通貨 OMOTAN コインの運用開始に伴い、次のとおり実施する。

事業案の構築に当たっては、先行する木更津市の電子地域通貨アクアコイン及びこれと連動した健康アプリらづFitを参考とした。

登録者情報	・ OMOTAN コインアプリ登録時の基本情報を使用するか若しくは独自に設定。
歩数の計測・履歴の管理	・ スマートフォンに標準搭載されている健康アプリ（歩数計）で歩数を計測。 ・ 歩数計と OMOTAN コインアプリを連携させ、歩数の履歴データを管理（グラフ表示など）。 ・ 歩数は、日付の変わるタイミングでリセット。
ポイントの付与	・ 歩数の履歴が、一定の要件を満たした場合に、自動ポイントを付与（OMOTAN コインアプリのシステム構築）。
ポイント付与のタイミング	・ OMOTAN コインアプリ起動時に付与する設定。 ※ 3 日ぶりにアプリを起動→3 日分のポイントがまとめて反映される。
ポイント付与の期限	・ 付与基準を満たした翌日を起算日とし、1 か月（当該月の日数）を期限とする。 ※ アプリを開かず期限を経過すると付与されない。

ポイントの額	・秦野市健康増進計画（健康はだの 21）等に基づき、本市独自に設定。 ① 1 日の合計歩数が 7,000 歩を達成… 3 ポイント ② 当該月の間に①の基準を 10 回達成… 10 ポイント ※「健康日本 21」の目標値(7,100 歩)を基に設定。 ※「健康はだの 21」の目安 7,000～8,000 歩
利用の流れ	① 電子地域通貨 O M O T A N コインをインストール。 ② 歩数機能アプリを確認 ※iOS 利用者…ヘルスケアアプリ、Android 利用者…ヘルスconnect ③ O M O T A N コインアプリを開き、「健康ポイント」バナーをタップ。 ④ 機能概要を確認し、利用規約に同意のうえ、アプリ連携の設定を行う。 ⑤ O M O T A N コインアプリ登録時の基本情報を使用する若しくはニックネーム又は匿名を選択、性別、生年月、身長、体重の情報を入力。 ⑥ 設定したら、歩くだけ！

3 予算

令和 6 年度は、O M O T A N アプリ新規登録、利用促進事業として産業振興課電子地域通貨事業費予算により執行する。

令和 7 年度以降については、健康づくり課で新規に予算計上。

4 事業の実施根拠

秦野市健康増進計画（健康はだの 21）第 5 期計画

基本方針Ⅱ

健康の維持向上のための生活習慣の改善と個人の行動変容

計画では、重点施策の指標として、「日常生活において 1 時間以上の歩行と同等の活動を行っている人の割合」及び「運動習慣がある人の割合」を掲げており、いずれも増加を目標としている。

O M O T A N コインアプリを使い、歩数が目に見え、一定の目標値を達成すればポイントが付与されることで、利用者の運動や健康に対する意識の向上を図り、楽しく自然と運動習慣を身につけられる。

重点施策	重点施策の指標			基準年度 (R4年度)	目標値	備考
Ⅱ-2 身体 活動・ 運動	日常生活において1時間以上 歩行と同等の 活動を行っている人の割合 (40～74歳)	40～64歳	男性	48.2%	52.0%	増 加
			女性	51.3%	55.0%	〃
		65～74歳	男性	50.9%	55.0%	〃
			女性	55.3%	59.0%	〃
	運動習慣がある人の割合	40～64歳	男性	34.2%	38.0%	〃
			女性	31.5%	35.0%	〃
		65～74歳	男性	49.3%	53.0%	〃
			女性	47.1%	51.0%	〃

5 期待する効果

(1) 健康寿命の延伸

この事業を一つのきっかけとして運動や健康に対する行動変容を促し、気軽に楽しく運動習慣を身につけることで、健康寿命の延伸につなげる。

秦野市電子地域通貨を活用した新規口座振替促進キャンペーン事業について

令和 6 年 1 1 月 産業振興課
市民税課

1 目的

税の収納について、市民の利便性を確保するため。共通納税システムやコンビニ支払いなどを導入しているが、納付書の印刷等の事務負担や収納手数料等の財源負担があり、より手数料等が低い口座振替納付を促進するため、本年 1 2 月から運用開始する O M O T A N コインのポイント付与機能を活用する。

2 事業の概要

対象の新規口座振替申込期間	令和 7 年 5 月 1 日から 7 月 3 1 日まで
ポイント付与申請期間	令和 7 年 5 月 1 日から 8 月 3 1 日まで
準備	①電子地域通貨 OMOTAN コインをインストール ②アカウントナンバー（ユーザーID）を確認する（16 ケタ）
ポイント付与の流れ	①通常の口座振替の新規申込を行う（市及び金融機関窓口、WEB 申込） ②ポイント付与申請フォーム（e-kanagawa システム）に必要事項（納税義務者名、個人番号、生年月日、住所、申込税目、OMOTAN コインアカウントナンバー）を入力する ③審査（滞納調査ほか） ④ポイントを付与する（10 月ごろ） ※ポイント付与は、1 名当たり 1 回、複数の税目を新規口座振替登録しても 500 ポイント

3 予算

令和 7 年度実施事業のため、市民税課で新規に予算計上。

4 事業の実施根拠

秦野市電子地域通貨基本計画 5-4-(3)キャッシュレス化の推進と市民生活の利便性向上

5 期待する効果

(1) 収納手数料の削減

口座振替により、収納に係る手数料が最も高いコンビニ納付手数料と比較して年間約 2 1 万円の経費節減が見込める。

【試算】

R5 新規口座振替登録件数 1,278 件（5 月から 7 月までの実績）

市県民税 269 件（年 4 回）、固定資産税 543 件（年 4 回）、
軽自動車税 90 件（年 1 回）、国民健康保険税 376 件（年 10 回）

計算式：新規口座振替登録件数×手数料×各税目の納付回数
＝206,126 円

※試算条件①手数料：口座振替 1 件 22 円、コンビニ 88 円

②各税目の新規申込件数 2 倍（先進市の実績参照）

③コンビニ納付率 58%（R5 実績参照）

(2) その他の効果

期限内納付の促進（職員の負担減）、納付書作成（経費の節減）、
督促状件数の減（職員の負担減、経費の節減）